

一般財団法人國學院大學院友会 運営規程

第1条 一般財団法人國學院大學院友会定款に基づき、本会の組織運営に関することを規定する。

【第1章 会員・会費】

(会員)

第2条 この法人の会員は、國學院大學の卒業生その他定款第5条の資格を満たす者とする。

第3条 本人の申し出により退会とする。

(入会金及び会費)

第4条 会員は理事会で定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(1) 入会金 10,000 円

(2) 年度会費 3,000 円 又は 十年会費 20,000 円

【第2章 支部の設置等】

(支部の設置)

第5条 各都道府県に原則として1支部を置く。ただし、各都道府県は実状により2以上の支部を置くことができる。

(支部の組織等)

第6条 定款第38条に定める支部は、別表1のとおりとする。

第7条 支部に支部長1名を置き、事務局長、その他適当な役員、名誉職を置くことができる。

2 支部長は支部総会において推薦し、理事会の承認を得てその任に就く。

3 支部長は一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第173条第2項に基づき、本法人評議員を兼ねることができない。

第8条 支部長は支部を代表し、その運営、統括に当たり、本部との連絡の責任者となる。

第9条 必要な場合は支部に下部組織を置くことができる。

第10条 支部長は無報酬とする。ただし、職務の遂行のために要する費用の支払いをすることができる。

第11条 支部は、毎年1回支部総会を開催することとする。

2 開催に要する費用は本部が負担することができる。

第12条 支部長はその支部会員名簿を整備し、慶弔、異動その他、本部に連絡の必要がある場合には速やかに報告する。

第13条 会長は定款第39条に定める支部長会議を、毎年1回以上開催する。

【第3章 協力団体】

第14条 本会の目的や事業に賛同し、相互に協力、支援をする団体を、理事会の決議により、協力団体とすることができる。

2 協力団体とは、本会の事業の運営について、必要に応じて協議連携するものとする。

(改 廃)

第15条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

(補 則)

第16条 この規程の実施に関し必要な事項は、会長が別に定めるものとする。

附 則

この規程は、一般財団法人への移行登記の日から施行する。

附 則

この規程は、評議員会決議の日(平成27年6月24日)から施行する。

平成27年6月24日 一部改正 評議員会決議